

奈良市地域自治協議会 ガイドライン (案)

Ver. 1.0
(H28. 7. 27)

協働推進課

目 次

第1章 地域コミュニティの概要

- 1. 地域コミュニティのこれから 1
- 2. 奈良市地域自治協議会ガイドライン 1
- 3. 本市の現状と課題 2

第2章 新たなコミュニティ 地域自治協議会

- 1. 地域自治協議会の概要 5
- 2. 地域自治協議会の効果 7
- 3. 市の役割 8

第3章 地域自治協議会の設立方法（例）

- 1. 設立までの流れ 9
- 2. 地域自治協議会の設立に向けた市の支援 11

資料

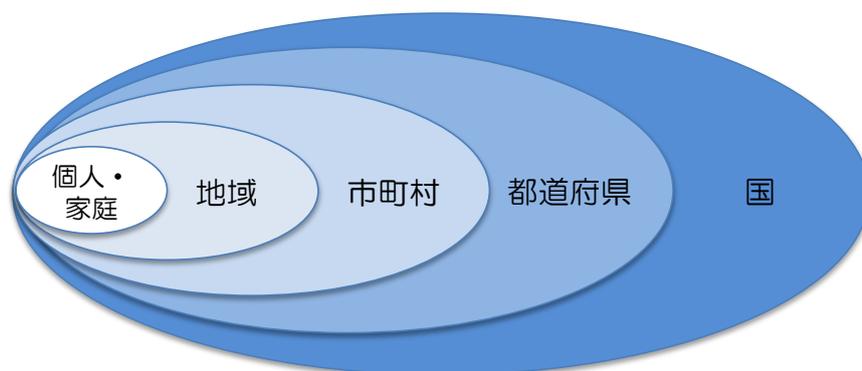
第1章 地域コミュニティの概要

1. 地域コミュニティのこれから

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政が担ってきた画一的な公共サービスでは、多様化・複雑化するニーズに対応することが難しくなってきました。今後は、行政が従来どおり画一的な公共サービスだけを提供するのではなく、それぞれの地域特性や住民ニーズを尊重しながら、その地域に適した公共サービスを展開していく必要があります。

また、行政の手が届かない地域の課題に対しては、補完性の原理¹に基づき、これまでも地域住民や各種団体が解決に向けた取り組みを進めてきました（図表1）。しかしながら、少子・高齢社会の進展、ライフスタイルの多様化に伴う自治会加入率低下などの影響により、将来的に地域コミュニティ機能の弱体化が予想されることから、地域の課題を解決するための新たな仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表1 補完性の原理イメージ



2. 奈良市地域自治協議会ガイドライン

本市はこれらの状況を踏まえ、地域で活動するさまざまな団体が協力し、意見をまとめた上で、行政と意見交換を行いながら協働してまちづくりを進めていく新たな組織である「地域自治協議会」の設立を検討しています。

本ガイドラインは、地域自治協議会の構成、役割、活動内容や設立までの流れなどについて、市の考えを取りまとめたものです。

¹個人や家庭で解決できることは個人や家庭が取り組み、個人や家庭が解決できないことは地域が取り組み、個人・家庭や地域でも解決できないことは行政が取り組む、という考え方。

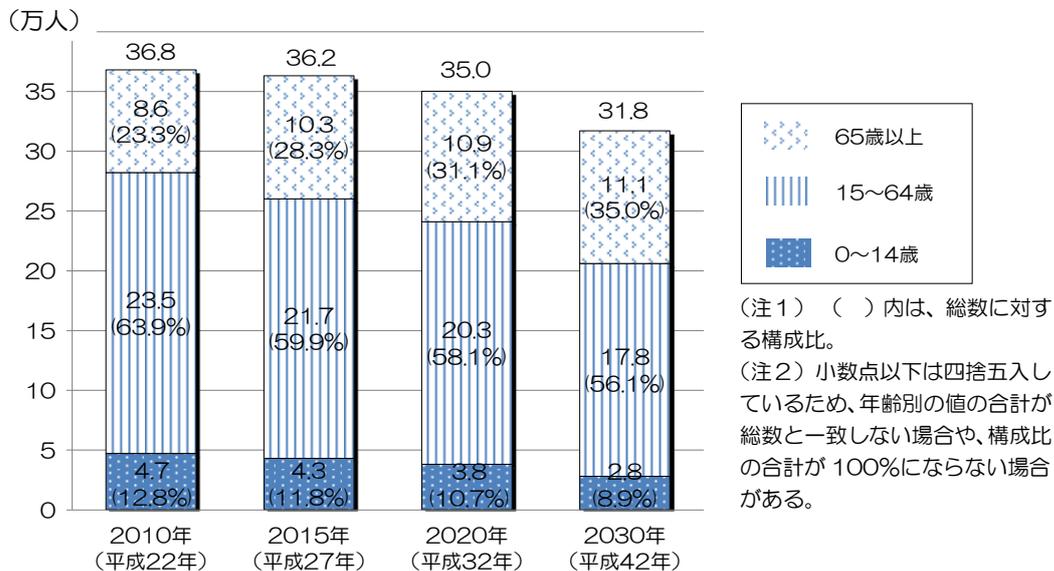
3. 本市の現状と課題

(1) 人口減少社会の到来と人口構造の変化

平成 22 年時点でおよそ 368,000 人だった本市の人口は、平成 32 年には 35 万人、平成 42 年には 318,000 人程度まで減少する見通しです（図表 2）。年齢別で見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が大きく減少する一方、老年人口（65 歳以上）が大きく増加し、平成 22 年時点で 23.3%だった高齢化率は、平成 32 年には 30%を超えると予測されています。

生産年齢人口の減少や高齢者の増加は、持続的経済成長に大きな影響を与える可能性があります。具体的には、経済・産業活動の縮小によって税収入が減少するとともに、社会保障費の増加が見込まれ、結果として市がこれまで提供してきた公共サービスの質が低下することが懸念されます。

図表 2 奈良市の将来人口の見通し



(2) 地域コミュニティの状況

これまで本市では、自治連合会、自治会（町内会）、地区社会福祉協議会、PTA、民生委員・児童委員、万年青年クラブ、自主防災・防犯組織、消防団・女性防災クラブなどの団体が、それぞれの活動を通して地域を支えてきました。

その中でも、現在市内に49存在する地区自治連合会は、地域住民の親睦・交流を図るほか、地域の意見や要望をとりまとめ、行政との連絡・調整を行うなど、地域課題を解決する上で重要な役割を担っています。

しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化によって住民の間で地域への帰属意識の希薄化が進む中、地域活動に無関心な住民の増加により、担い手不足が問題となっています。さらに、先に述べた人口減少社会の到来は地域の担い手不足にいつそう拍車をかけており、これまで地域コミュニティが担ってきた、防災・福祉・文化・教育・環境保全などさまざまな課題への対応力が、今後ますます低下していくおそれがあります。

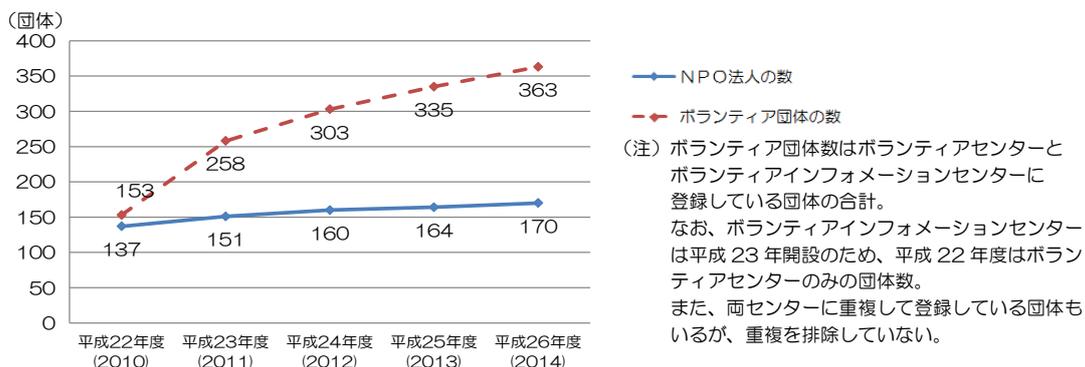
(3) 地域と市を結び、新たな仕組みの必要性

このような状況に対応していくためには、住民が自分たちの意見をまとめ、これまで以上に地域の連帯感を強めるとともに、地域を支える多様な主体が協働し、主体的に課題解決に取り組む、住民自治のまちづくりを進めていく必要があります。自治会などの地縁組織、各種団体に加え、事業者やNPO・ボランティア団体など²が地域課題解決のために連携することにより、活動の担い手が確保される、課題解決のための新たなアイデアが生まれるなどの効果が期待できます。

その上で、地域と市が対等な関係のパートナーシップの体制を構築していくことが大切です。これまでは各地区の自治連合会・各種団体と市の担当部局が個別に連絡を取りあい、連携してきましたが、いわゆる「縦割り行政」の弊害により、行政として地域課題に柔軟に対応できない場合があります。そこで、地域の多様な主体の協働にあわせて、行政も対応窓口や補助金・支援の一本化などを行うことにより、住民だけ、行政だけでは解決が難しい課題であっても、効果的に解決することができるようになります。

こうした考えのもと、一定の区域を単位として、地域の課題解決に向けた総合的・包括的な取り組みを行う「地域自治組織」が全国各地で立ち上げられ、地域特性や課題に応じた活動が展開されています。

図表3 市内のNPO法人・ボランティア団体の数（各年度末現在）



図表4 市内のNPO法人・ボランティア団体の分野別内訳（平成26年度末現在）

	① 保健・医療・福祉	② 社会教育	③ まちづくり	④ 観光の振興	⑤ 農山漁村・中山間地域の振興	⑥ 学術・文化・芸術・スポーツ	⑦ 環境の保全	⑧ 災害救援	⑨ 地域安全活動	⑩ 人権の擁護・平和推進	⑪ 国際協力	⑫ 男女共同参画	⑬ 子どもの健全育成	⑭ 情報化社会の発展	⑮ 科学技術の振興	⑯ 経済活動の活性化	⑰ 職業能力の開発・雇用機会の拡充	⑱ 消費者の保護	⑲ ①～⑱を行う団体の連絡・助言・援助	⑳ 都道府県又は指定都市の条例で定める活動
NPO法人	103	110	104	14	12	87	62	17	25	44	50	18	91	25	7	41	48	10	95	1
ボランティア団体	143	73	77	31	16	71	57	11	27	35	30	21	127	18	4	18	21	9	25	2

(注) 複数の分野で活動する団体があるため、団体数と分野別団体の合計数とは一致しない。

²平成26年度末の時点で170のNPO法人、360を超えるボランティア団体が市内に存在し、多種多様な市民公益活動が展開されています(図表3～4)。図表2からはNPO法人、ボランティア団体のいずれも増加傾向にあることがわかり、本市においても市民活動が年々盛んになっていると考えられます。

1. 地域自治協議会の概要

(1) 地域自治協議会とは

地域自治協議会とは、住民自治によるまちづくりを行うための新たな地域コミュニティ組織のことです。

(2) 地域自治協議会の構成

地域自治協議会は各地区の自治連合会が中心となり、地域で活動する各種団体によって構成されます。また、各種団体への加入の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、地域の住民全員が地域自治協議会の会員となり、活動に参加することができます。

【構成団体の例】

○自治連合会 ○自治会（町内会） ○地区社会福祉協議会 ○民生委員・児童委員
○PTA ○自主防災防犯組織 ○万年青年クラブ ○子ども会・婦人会
○消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校 ○NPO・ボランティア団体
など

(3) 地域自治協議会の活動エリア

地域自治協議会は、一定のまとまりのある地域として、基本的にはおおむね小学校区ごとに設置することとし、その区域を活動エリアとします。

ただし、地域自治協議会を担うのは住民であることから、隣接する区域が一体となるなど、住民が活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定するものとします。

【小学校区を活動エリアとする考え方】

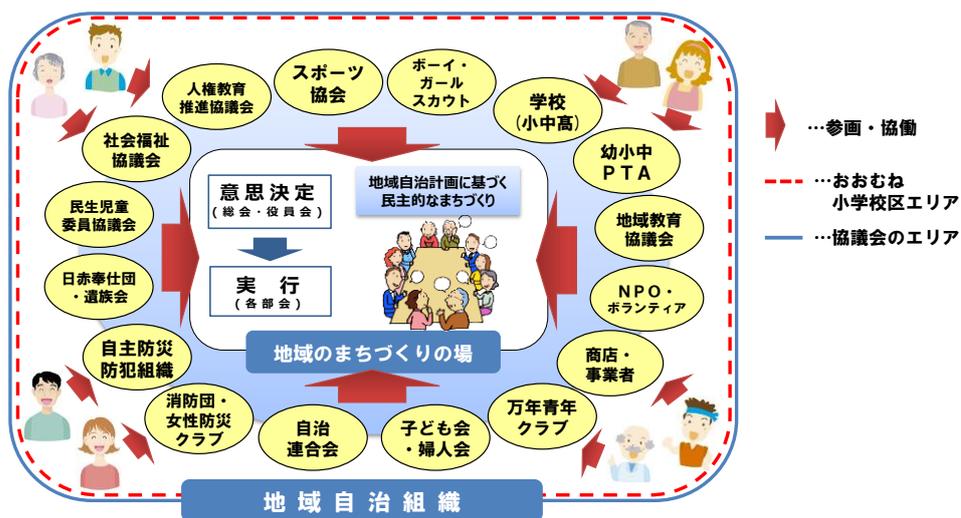
○多様な市民公益活動団体や新しい地域コミュニティの担い手が見込まれるよう、単一自治会のエリアより広範囲であることが望ましいため。
○これまで地域コミュニティの中心的役割を担ってきたのが自治会であり、地域住民の連帯意識、地域の歴史・資産の共有を強く感じることができるとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定するものとします。
○自治会長が既存の市民公益活動団体（奈良市自治連合会など）の役員を担っている場合が多く、新しいコミュニティの形成にあたっての素地があるため。

(4) 地域自治協議会の活動拠点

地域自治協議会が活動を行うための拠点として、既に地域に設置されている公共施設を可能な限り活用します。

しかしながら、活動拠点となる公共施設が設置されていない地域も存在するため、市が地域自治協議会と協議し、必要な拠点の整備について検討します。

図表 地域自治組織の構成イメージ（一例）



(5) 地域自治協議会の役割

地域自治協議会は、地域の現状や課題に基づいてさまざまなまちづくり活動を行うほか、地域の要望を取りまとめ、市へ提言を行うなどの役割を担います。

また、地域自治協議会の活動を継続的に実施していくためには、連携・交流によって地域内の絆を深めるとともに、段階的・計画的に活動を拡大していくことが望まれます。

【地域自治協議会の主な役割】

- ①まちづくり活動推進
 - ・地域の課題解決に向けた活動
 - ・地域自治計画の作成・実施
- ②要望集約・提出
 - ・地域内の要望や意見の集約・提出
- ③施策等の提言
 - ・地域内の活動を踏まえた施策・事業の提言
- ④情報共有の窓口
 - ・市の担当部局を通じた情報の送達・授受
- ⑤地域連携の強化
 - ・各団体間の連絡
 - ・各団体が実施するイベントの調整・相互参加

2. 地域自治協議会の効果

地域自治協議会は、地域内の各団体のネットワーク化及び相互補完を図るもので、それぞれの地域の特色を生かした組織として地域の課題にきめ細かく対応できることから、地域・行政の双方にさまざまな効果をもたらされます。

(1) 地域にとっての効果

○相互補完

個別では解決が難しい課題でも、多様な主体が協力することで解決に近づきます。

○一体感の向上

地域の誰もが参加し、活動に取り組むことができる組織であることから、地域内の一体感の向上が期待できます。

○相乗効果

協議会を構成する多様な主体が連携・協力することで、従来からの活動が活性化したり、新たな活動が生まれたりする可能性があります。

○効率性向上

地域内の重複した活動が一本化されることにより、効率的な役割分担が可能となり、住民が参加しやすくなります。

(2) 市にとっての効果

○地域の要望・提案の効率的かつ迅速な把握

地域で集約された要望・提案等を市が効率的かつ迅速に把握することができるようになります。

○地域の実情に応じた迅速かつ一体的な対応

横断的・多面的に把握した地域の要望・提案等を基に、地域の実情に応じて市が迅速かつ一体的に対応することができます。

(3) 複合的な効果

○双方からの施策提言の機会・場が容易に確保

○地域ニーズに密接に対応した政策づくりが可能

○両者にとって情報の公開と共有による合意形成の場が担保

3. 市の役割

(1) 人的協働

先に述べたとおり、これまでは「縦割り行政」の弊害により、多様化・複雑化するニーズや地域課題に柔軟に対応できない場合があります。また、地域で活動する住民や各種団体にとっては、市の担当部局がわかりにくい、複数の部局に何度も足を運ぶ必要がある、といった問題もあります。

今後、市は地域自治協議会との連携体制を明確にし、地域の実情に合わせたまちづくりを協働により進めることができるよう、地域の窓口として一元的に対応するための庁内体制を整備します。

(2) 財政的協働

市は、地域自治協議会が自立した組織として継続的かつ安定的に活動ができるよう必要な支援を行います。

※具体的な内容は要検討

(3) その他の協働

市は、地域の主要な役割を担う人材発掘や能力向上のための取組みを支援するとともに、地域自治協議会との定期的な情報交換などの場を設けます。

※具体的な内容は要検討

第3章 地域自治協議会の設立方法（例）

1. 設立までの流れ

（1）事前調整

市では、概ね小学校区域を基本とした49の地域自治協議会の設立を目指しています。地域住民は、地域自治協議会の設立について、市と相互に連絡を取り話し合いを進めます。

1. 地域で活動する各団体の代表者や連絡先の把握
2. 各団体の参加意思の確認

【構成団体の例】

○自治連合会 ○自治会（町内会） ○地区社会福祉協議会 ○民生委員・児童委員
○PTA ○自主防災防犯組織 ○万年青年クラブ ○子ども会・婦人会
○消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校 ○NPO・ボランティア団体
など

（2）地域住民への啓発活動

地域住民や地域の他の団体に対し、地域自治協議会について参加を呼びかけます。

啓発活動の一環として、地域に根付いた活動を展開している自治会、専門的な立場から課題解決に取り組む市民団体やNPO等に加え、まちづくりに意欲のある地域住民等も参画して、ワークショップや住民アンケート、研修会等を行うことが望まれます。

（3）設立準備会

地域住民は、地域自治協議会設立準備会の開催に向け、地域で取り組むべき事業の内容や規約案などの書類づくりを進めます。

（4）地域課題の把握

地域の状況や課題を把握した「地域カルテ」を作成して、地域住民で共有することが大切です。また、各種団体等から課題や意見を聴きとり、情報を共有します。

（5）地域自治計画の作成

地域カルテで把握した状況や課題をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像（目標）や方向性をまとめた中長期計画を策定します。

地域自治計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

《策定する手順》

①計画を策定するメンバーの決定

計画を作る固定的なメンバー（プロジェクトチームなど）を決めます。

この場合でも、多くの地域住民の意見や提案を反映させるために、メンバー以外の住民を交えてのワークショップや意見交換会などを実施する必要があります。

②現状把握と将来像の作成

各種団体からの意見や住民アンケートなどにより、現状と課題を把握し、まちづくりの将来像（目標）を定めます。目標は必ずしも一つではなく、例えば、部会ごとや分野別に複数の目標を定めることも考えられます。

地域自治計画を策定する上で、地区内に存在する文化財や地区の特色などを有効に活用することも大切です。そのため、計画を策定する際には、地区内の有形・無形の資源を発掘することも重要になります。

③実施事業の検討

基本方針に沿った具体的な事業を掲げます。このときに事業の実施主体となる者（住民、自治会、地区、行政、または地区と行政の協働など）の役割分担も併せて決めておきます。

④実施スケジュールの検討

自治会等や地区が実施する施策（事業）について、いつごろ実施するかなど、スケジュールを決定します。

⑤地域住民への周知

地域自治計画が完成したら、地域住民に周知するとともに事業への協力を呼びかけます。

（6）事業計画・予算の作成

地域自治計画に基づき、各年で実施する事業について協議し、事業計画を作成します。併せて自主事業・財源等について検討し、年間予算を作成します。

（7）地域自治協議会の設立

地域住民による地域自治協議会設立総会を開催し、準備会の案をもとに決定します。

検討内容は、

- ・地域自治協議会の代表者及び役員について
- ・地域自治協議会の組織・会則について
- ・地域自治協議会の事業及び予算について
- ・地域自治計画について
- ・次回会議開催内容及び時期について など

設立総会で決まったことは、自治会の協力のもと回覧等で地域住民に周知します。また、地域自治協議会の地域自治計画や事業などは、市のホームページ等を通じて紹介します。

2. 地域自治協議会の設立に向けた市の支援

(1) 活動拠点の確保について

地域自治協議会の意向を踏まえ、地域自治協議会の活動拠点となる事務室や会議室を確保できるよう検討します。

なお、地区内の公共施設が狭隘な場合は、学校の空き教室や公民館などの活用についても視野にいれて検討します。机や椅子等の備品については、それぞれの活動拠点の現在の状況を見て、市が保有している備品を貸与できるか検討します。

(2) 市職員の役割について

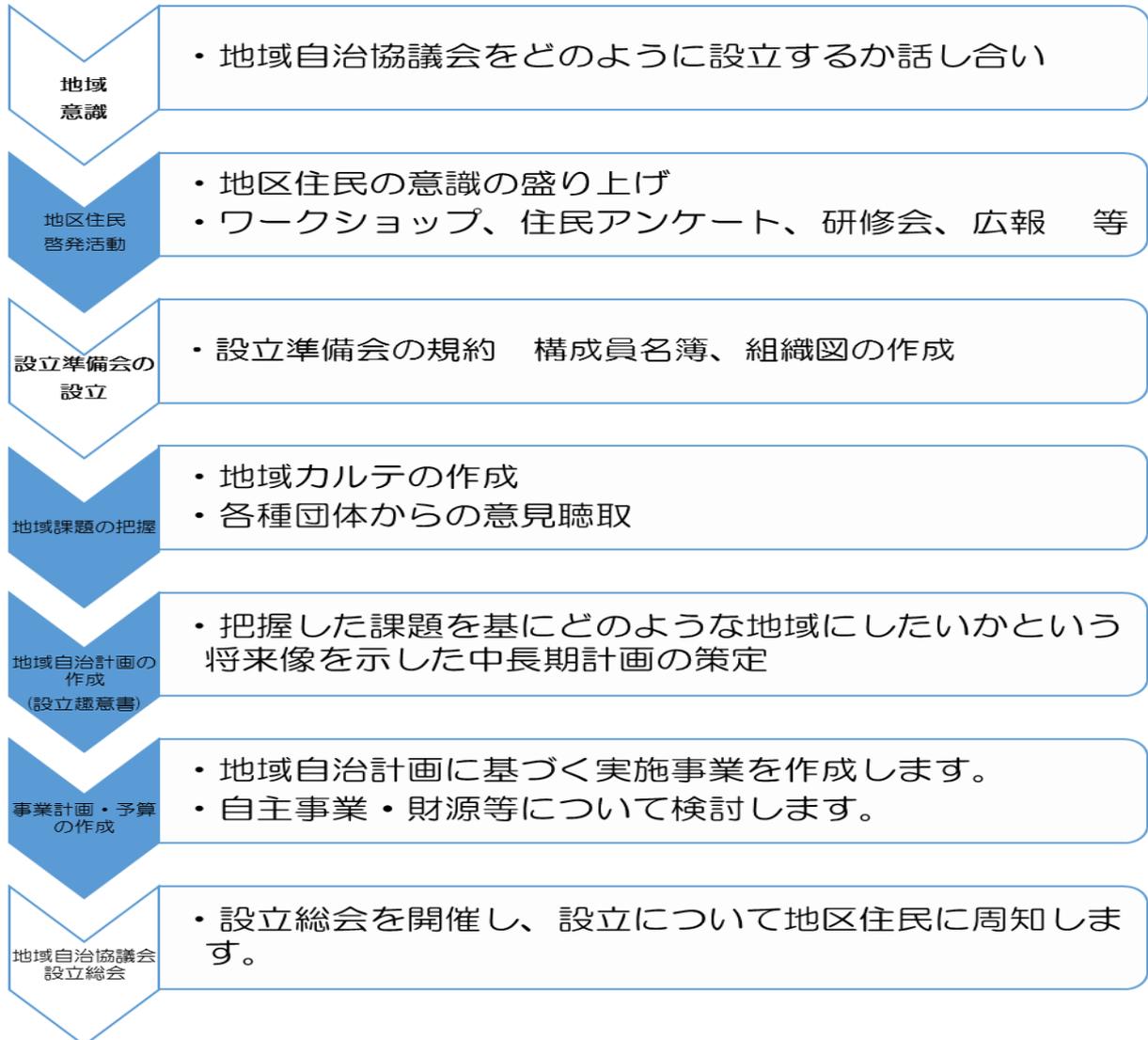
【具体的な内容は要検討】

(3) 市からの財政的な支援について

【具体的な内容は要検討】

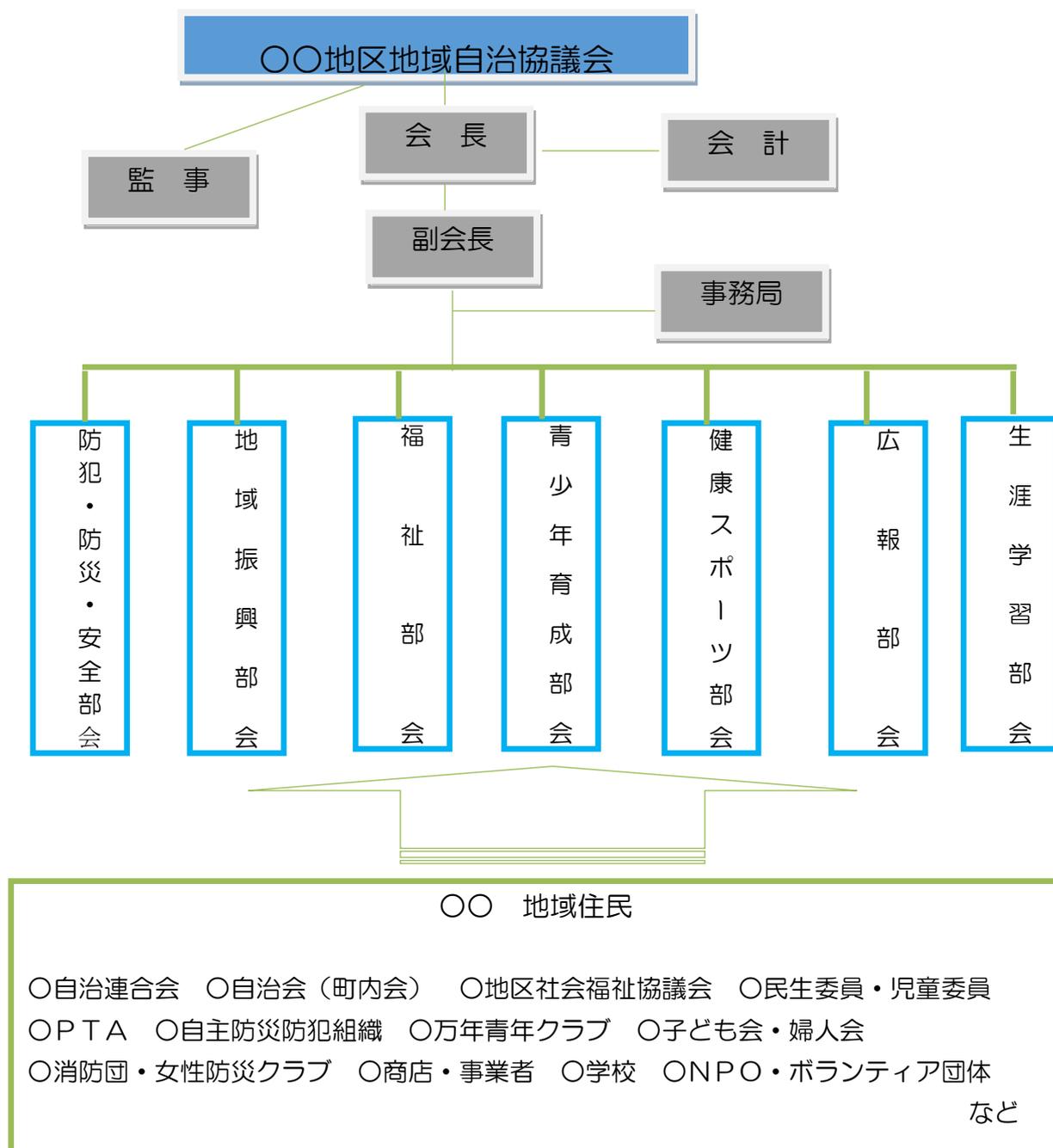
～地域自治協議会の運営について～

地域自治協議会は、組織の円滑な運営に努め、地域の実情を把握し、地区内の市民公益活動団体の連携を図りながら、より良い地域づくりを目指すため、地域自治計画を作成し、計画に基づいた事業を実施します。



地域自治協議会の組織（例）

地域自治協議会の組織の一例です。



地域自治協議会の会則(例)

会則の一例です。会則作成の際の参考にしてください。

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、〇〇地域を住みよい地域にするため、〇〇地域自治計画に基づく地域づくりの実践に努めることを目的とする。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は〇〇に置く。

(対象領域)

第4条 協議会の対象領域は〇〇区域とする。

(取り組み)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地域の課題の把握や情報の発信
 - (2) 地域の課題解決に向けての協議及び事業の実施
 - (3) 「地域自治計画」に基づく事業の実施
 - (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動
- 2 協議会は第7条に定める協議会メンバーが、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

(活動の制限)

第6条 協議会は宗教活動、政治活動、および営利活動は行わない。ただし、協議会のメンバーの利益収受を伴わない協議会自身による営利活動を行うときは、第13条に定める総会の議決を得るものとする。

第2章 協議会の構成

(協議会の構成)

第7条 協議会は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第24条に定める理事会が承認したもの
 - (ア) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前号の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会メンバーとなることができない。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び会計は第25条に定める理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監事は前年度以前の理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
 - (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。
- (役員任期)

第11条 役員任期は、1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任できる。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第16条の定めるところに拘わらず第24条に定める理事会の承認により役員を補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、理事会、部会及び委員会とする。

2 会議は、原則全て公開とし、協議会メンバーは傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は協議会メンバー以外の者も傍聴できる。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は60名までとし、総会にて承認の別表に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民にて構成し、任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。

ただし、最長4年まで再任できる。

3 公募住民の定数は10名までとし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 地域自治計画の見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員を選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第17条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第21条 総会においては第18条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その代議員は出席したも

のとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状による委任者数を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第24条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第25条 理事会は次の理事をもって構成する。理事は、公募選出の住民、総会にて承認の別表に定める各種団体を代表する者とし、その任期は1年(翌年の定期総会の終了まで)とする。ただし、最長4年まで再任できる。

2 公募選出の理事は、部会もしくは委員会に所属し、活動する者でなければならない。その定数は、代議員の中から希望する者2名以内とし、希望する者が定数を超えた場合は抽選とする。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 部会、委員会及び協議会自身による事業体の設置に関する事項
- (4) 規約に定める事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第29条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

2 新年度の理事候補者は、毎年4月1日以降、定期総会開催までに開催される理事会に出席するものとする

3 理事が理事会に出席出来ない場合、理事が当該団体を代表する他の者を代理人と認め、当該代理人が出席したときは、理事と同等の権利を有して出席するものとする。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会および委員会を理事会の承認の上、設置することができる。部会および委員会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

(部会及び委員会の構成)

第34条 部会及び委員会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長及び委員長1名を選出し、必要あれば、部会及び委員会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会及び委員会の報告)

第35条 部会長及び委員長は、理事会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会及び委員会の招集)

第36条 部会及び委員会は、部会長及び委員長が招集する。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、理事会が任命する。

4 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

第9章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第38条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

(1) 市からの交付金

(2) 各団体からの協賛金

(3) 協議会の行う事業等の収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

2 資産は、現金資産と現物資産とする。

3 現物資産を明らかにするため、購入時の価額が20万円を超える現物資産については財産目録を整備する。

(資産の処分)

第40条 現物資産の内、購入時の価額が20万円を超える現物資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は第38条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第42条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第43条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第45条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この規約を変更する場合は第21条2項に関わらず総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第47条 協議会を解散する場合は第21条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 協議会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第21条2項に関わらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第11章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第49条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第50条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、協議会メンバーは閲覧することができる。

(その他)

第51条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

地域自治協議会に関するQ&A

Q1 私たち地域住民は、具体的に何をすればいいですか。

A1 まちづくりの担い手の一人として、地域自治協議会に関心を持ち、できる範囲で地域自治協議会の話し合いや活動に参加していただくことが重要だと考えます。

Q2 地域自治協議会を設立したら、自治会（町内会）や地域の団体はなくなりますか。

A2 地域自治協議会は、各地域に存在する組織に替わるものではなく、各団体が連携するネットワーク的な組織です。そのため、地域自治協議会の設立にともなって既存の団体が解散するわけではありません。

Q3 現在の自治会（町内会）や地域の各団体は、今後どのように変わりますか。

A3 自治会（町内会）や地域の各団体は、相互に連携することにより、地域内の課題解決に向けた取組みを検討・実施しやすくなります。また地域内に一体感が生まれ、単独では解決が難しい課題も効率的に解決することが可能となります。

Q4 地域自治協議会を設立するまでに要する期間はどれくらいですか。

A4 地域の実情により差が生まれると思われませんが、おおむね数ヶ月から1年程度はかかるものと見込まれます。

Q5 必ず地域自治協議会を設立しなくてはならないのでしょうか。

A5 地域自治協議会を設立することで、
○地域課題に対して、連携して対処することができる。
○地域に一体感が生まれる。
○担い手不足により難しくなった活動を地域全体で取組むことができる。
といった効果が期待できることから、市としては市内全域で地域自治協議会の設立を目指すものです。

Q6 地域自治協議会は、市役所の組織ですか。

A6 市の組織ではありませんが、地域自治協議会は市がまちづくりを進めていく上で重要なパートナーとして、連携・協働していきたいと考えています。

Q7 なかなか人が集まらないのですが、どうしたらいいですか。

A7 地域内の企業や各団体の役員の方、退職した世代の方などに積極的に声を掛け合い、地域自治協議会への参加を呼びかけてみましょう。

Q8 既に似たような団体が地域にあるのですが。

A8 その団体が、市の提案する地域自治協議会と類似の機能を持つ場合、その団体が地域自治協議会の中心となることも考えられます。